

# 仕事と子育て応援プラン

## － 社会福祉法人東京都社会福祉事業団第2次行動計画 －

事業団職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間

2 内容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。  
男性職員…取得率を30%以上とすること。  
女性職員…取得率を100%とすること。

### <対策>

- ・平成23年度～パンフレット等による制度の周知  
管理職研修による啓発

目標2 計画期間内に、男性の出産支援・育児関連休暇の取得率を次の水準以上とする。  
出産支援休暇…取得率100%とする。  
育児参加休暇…取得率100%とする。

### <対策>

- ・平成23年度～パンフレット等による周知・啓発の実施  
各職場において休暇を取りやすい環境整備  
男性職員に対して、配偶者妊娠時の職場への申し出を促進

目標3 正規職員の年次有給休暇は、制度的には20日であるが、実行可能な目標とするために、一人あたり取得日数を、計画期間内に、平均年間17日以上とする。

### <対策>

- ・平成23年度～欠員が生じた際の職員補充の迅速化  
管理職研修を行い、職場の意識改革を図る。

目標4 前の計画時に作成した事業団の妊娠・出産・育児に係る経済支援制度や休暇制度等についてのパンフレットを毎年度改訂し配付することにより、制度の周知と職場の意識改革を図る。

**<対策>**

- ・平成23年度～ パンフレットの改訂（制度改正部分を中心に対応）

目標5 平成20年度に整備した育児休業中の職員に対する定期連絡、情報提供の体制を維持し、安心して育児休業を取得できる環境を整備する。

**<対策>**

- ・平成23年度～ 育児休業中の職員に対して、休業中の経済的支援制度や職場復帰後の休暇制度等の周知

3 備考

- ・ 計画の達成状況を確認するために、年に一度報告会を実施する。
- ・ 原則として計画期間の3年目にあたる平成25年度に見直しを行う。
- ・ 達成状況等を勘案し、必要に応じて所要の見直しを行う。